

## 第 16 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 10 月 22 日 (月)
- 2 開閉時間 午前 9 時開会 午前 9 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 12 人  
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 5 番 佐々木辰善  
6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁 10 番 山崎禎彦  
11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 4 番 佐藤美頭雄、9 番 小川一也
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 6 番 寺崎秀子、7 番 相澤峰基
- 9 議事内容  
報告第 1 号 使用貸借の解約について  
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 3 号 別段の面積の区域指定について  
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第16回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は12名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、6番委員、7番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「使用貸借の解約について」から日程第4報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。  
報告第1号「使用貸借の解約について」でございます。  
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。  
議案3頁、4頁をご覧ください。  
番号が3番の1件でございます。  
3番については、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、賃貸借に係る解約となっております。  
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。  
  
続きまして、議案6頁をご覧ください。  
報告第2号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。  
議案7頁、8頁をご覧ください。  
番号が15番から19番までの5件の申請がありました。  
全て、更新に伴い意見を求められた内容でございます。  
  
続きまして、議案10頁をご覧ください。  
報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。  
議案は11頁、12頁をご覧ください。  
先ほど、報告第2号で意見した更新による5件について、通知があり、受理しています。  
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の

記載のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第5議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

議案は15、16頁をご覧ください。

番号が6番の1件の許可申請がありました。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

売買金額ですが、農地のみ値段ではなく、空き家とその土地、農地を面積で割り返した金額となっていますので、ご理解いただきたいと思えます。

許可書交付のときに、内訳を聞き、正確な金額を次回の定例会でお知らせします。

位置図は18頁に載せてありますのでご確認ください。

6番については、平成30年9月25日開催の第15回定例会で別段の面積の区域指定した農地に係る売買です。

申請者は[ ]で、空き家の所有者となります。

空き家に移住してくるのは、[ ]のみですが、農地の管理は、[ ]で行うと申請を受けています。

申請にあたって、当日配布の緑の付箋の誓約書の提出があり、北野地区国営緊急農地再編整備事業についての了解及び自治会組織への加入等の誓約事項について、了解をいただいております。

根菜類、イモ類、はもの野菜、そば等を作付けする計画ですが、耕作に関して、町内会などの地域の方から助言、協力をお願いしたいとの考えです。

6番の農地法第3条の許可要件については、議案17頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は21頁、22頁をご覧ください。

番号が37番、39番の3件の通知を受理しました。

37番から39番までについては、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る合意解約となっています。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が6か月以内であるかの確認については、今回の3件全て、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第7議案第3号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案24頁をご覧ください。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

対象の農地については議案25頁の2番の1件で、場所は27頁をご覧ください。

ださい。

本日配布しました黄色の付箋の部分に現地の航空写真、2枚目に現地の写真がありますのでご覧ください。

平成30年10月17日付けで申請があり、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、「農地の集積又は集約に適さない小規模な農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

26ページに判断要件調査書載せています。

こちらに関して8項目判断要件ということで調査をしてこちらの部分のチェックをしています。

1番目の農地の集積又は集約に適さない小規模な農地であるかについては、利用調整組合に確認しています。

今回申請のある面積が396㎡で、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

なお、この農地については以前、定例会で農地の集積又は集約に適さない小規模な農地の取り扱いについて、協議したとき、事例として紹介した農地で、取得を希望している方 XXXXXXXXXX がいる状況です。

以上から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいかご審議していただくということでよろしくお願いします。

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が29頁、30頁になります。

番号が72番から80番までの9件でございます。

72 番から 78 番までは、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件です。

75 番は期間満了に伴い、更新による賃貸借で、78 番は後継者移譲に伴う賃貸借、それ以外については、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う更新、新規又は変更等による賃貸借です。

位置図については、31 頁から 38 頁までに載せてありますのでご確認ください。

また、80 番については、農地中間管理事業により農地中間管理機構である北海道農業公社を通じて、利用権を設定する案件です。

北海道農業公社からの利用権の設定先については、次の議案第 5 号で審議いたします。

また、位置図については、43 頁に載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日配布しました赤の付箋に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で 9 件の内容を確認しています。

また、この案件の 39 番につきましては 13 番委員が、議事参与の制限を受ける案件となっています

説明は以上です。

13 番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは 79 番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

79 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

79 番の案件について認めると決定しました。

13 番委員

委員着席

議長

それでは残りの案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは残りの案件についても、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 9 議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、40 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は 41 頁、42 頁になります。

番号が 12 番で 1 件ございます。

利用権を設定する農用地は記載のとおりです。

利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。

設定する権利の内容は賃貸借で平成 40 年 12 月 31 日までの 10 年間の賃借権を設定することとなっています。

対価は記載のとおりです。

位置図は、議案 43 頁に載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、11 月 26 日月曜日ですが、昨年度は午後 1 時 30 分からでしたが、26 日午後 1 時 30 分からでよろしいでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第 17 回定例会は、11 月 26 日午後 1 時 30 分から定例会でよろしく願います。

事務局長 2 の「'18 旭川近郊の農業青年と女性との交流会」についてです。

開催内容について石塚より説明します。

主事 農業青年と女性との交流会についてです。

参加者は、女性が 14 名、男性が 11 名その内鷹栖町からは 3 名となっています。

食事に使う材料として、女性農業サークルデメテルが作っているトマトソースと鷹栖米を提供することになっています。

皆様のご協力もあり、男性参加者を 3 名確保することができました。

ありがとうございました。

事務局長 3 の農業委員道外研修ですが、11 月 6 日から 8 日までで、行程は、次のページのとおりで、6 日は午前 8 時 15 分出発予定ですので、15 分前に集合願います。

当日に日当を給付します。

また、6日は松浦市までの移動になりますので、ノーネクタイ等の服装を可としますが、7日からは研修先を伺いますので、スーツ、ネクタイ着用の服装でお願いします。

研修内容ですが、次のページの平成30年4月27日付けの全国農業新聞の写しにあります、長崎県松浦市農業委員会の耕作放棄地発生防止、解消活動について、研修します。

新聞をご一読いただき、研修の準備をお願いします。

事務局長

4のあっせん委員の指名ということで、前回から4件増えております。

4件の指名についてお願いします。

議長

私から指名してよろしいですか。

委員

よし

議長

31番は、7番委員、8番委員、32番、34番は北野の委員、33番は4番委員と私でお願いします。

事務局長

5と6ですが、本日のあっせん現地調査と利用状況調査及び荒廃農地調査について、説明します。

本日、配布しました「平成30年度利用状況調査、荒廃農地調査及びあっせん現地調査位置図」をご覧ください。

あっせん現地調査は、追加のあった6件になります。

利用状況調査及び荒廃農地調査については、議案の最後の頁にあります一覧表の箇所を調査します。

1から5までの荒廃農地については、昨年度、1号遊休農地とした農地5件13筆で、非農地であるか否かを判定します。

6、7の利用状況については、今年度から利用状況調査によって、再生利用が困難な農地であると判定した場合、1号遊休農地としての手続きを行わず、年度内に非農地か否かの判断を行い、処分できるようになりましたので、現地で判定をお願いします。

非農地の判断については、次回の定例会で提案する予定です。

現地で調査の目的、内容について、ご案内しますので、それに従って調査、判定をお願いします。

議長

みなさんから何かありますか。

委員

無しの声

議長

それでは、以上をもって第16回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。